

交野市一般廃棄物（ごみ）等収集運搬業務委託
要求水準書

令和6年7月
交野市 環境部 環境事業課

1 目的について

交野市一般廃棄物（ごみ）等収集運搬業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、交野市（以下「委託者」という。）が一般廃棄物を適正に処理するため、交野市一般廃棄物処理計画に基づき、家庭系一般廃棄物「燃やすごみ」及び「ペットボトル・プラスチック製容器包装（以下「廃プラ」という。）」の収集・運搬の一部を委託するにあたり、業務の具体的な内容とあわせて、受託者が最低限度、備えるべき体制等の水準について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲について

この要求水準書は、委託者が受託者に委託する次の業務に適用するものとする。なお、受託者は、委託業務の履行に際し、要求水準書及び関係法令を遵守しなければならない。

(1) 委託名

交野市一般廃棄物（ごみ）等収集運搬業務委託

※契約は「燃やすごみ」と「廃プラ」に分かれるものとする。

(2) 履行場所

「燃やすごみ」 交野市内のうち、委託者の指定する一部の地域

「廃プラ」 交野市内全域（施策等で市が直接収集を行う場所を除く）

(3) 業務委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

ただし、契約日から業務開始日までは業務準備期間とする。

3 業務の概要について

受託者は、委託者の指定する地域において収集計画に従い、ごみ収集運搬専用塵芥車（以下「収集車両」という。）で、一般家庭から所定のごみステーションに排出された燃やすごみ若しくは廃プラを収集し、委託者が指定する搬入場所まで運搬し、所定の場所に排出するものとする。

ただし、搬入場所の突発的な故障等が発生した場合、委託者は搬入・排出場所の変更を受託者に指示することができるものとする。

	燃やすごみ	廃プラ
対象人口	下限	13,000 人分以上
	上限	18,000 人分以下
	実施要領記載 10-(1)①様式7-2の最大収集能力量にて最大収集人口を算出、それを上限とし、その範囲内で委託者が定める。	約 77,200 人分
収集地域	指定する一部の地域	市内全域（施策等で市が直接収集を行う場所を除く）
予定収集量（参考）	約 1,840 t 以上/年	約 1,000 t /年
乗務人数	1 台につき運転手 1 名・作業員 1 名以上	
業務日（収集日）	「月・木」「火・金」地域の週 4 回。年末年始は別途指定。	「月」「火」「木」「金」地域の週 4 回。年末年始は別途指定。
業務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（収集現場での作業時間は、午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで）。ただし、やむを得ない事態による業務の遅延、収集もれ、積み残し等があった場合や年末年始等の繁忙期における終了時間はこの限りではない。	

搬入・排出場所（施設）	四條畷市交野市清掃施設組合 「四交クリーンセンター」（以下「施設組合」という。） 交野市大字私市3029-1	北河内4市リサイクル施設組合 「愛称:かざぐるま」（以下「かざぐるま」という。） 寝屋川市寝屋南1-7-1
走行距離（参考）	1台当たり約12,000km以上/年	1台当たり約17,000km/年
風水害時の対応	風水害による警報発令時の業務遂行は委託者の指示に従うものとする。	
その他不測の事態における対応	上記以外の不測事態による場合は、委託者と協議のうえ指示に従うものとする。	
「動くこども110番」	大阪府が実施する「動くこども110番」運動に協力すること。 なお、ステッカー等については委託者が貸与するものとする。 （詳細については別添の「動くこども110番」協力者マニュアル等を参照すること。）	

4 業務開始前の習熟事項について

受託者は、業務開始日から直ちに適正な業務遂行を可能とするため、次の内容について習熟すること。

- (1) 交野市のごみ処理状況に関すること。
- (2) 交野市一般廃棄物処理計画に関すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令に関すること。
- (4) 安全運転及び安全作業に関すること。
- (5) 交野市の分別収集及び収集コースに関すること。

5 業務の実施体制について

- (1) 受託者は、業務の履行に際し、業務を運営・管理するための知識や技術を有し、収集運搬業務の実務経験が2年以上の者を、委託者との連絡調整業務等の一切を行わせる業務管理責任者及び業務管理副責任者として定めること。
- (2) 業務時間中（午前8時30分から午後5時まで）は、業務管理責任者及び業務管理副責任者のいずれかが常時、委託者との連絡調整ができる体制をとるとともに、収集もれ、積み残し等が発生した際、直ちに対応できる体制を整えること。
- (3) 収集地域の業務実施にあたる作業員は、可能な限り固定すること。
- (4) 作業員は、収集車両の運行機材の操作等を行うための必要な技能を有すること。

6 活動拠点、駐車場及び洗車場について

活動拠点、駐車場及び洗車場については、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、今回の業務の拠点となる所在地が「施設組合」及び「かざぐるま」の所在地より、半径15km以内に所在しなければならない。
- (2) 収集車両の駐車場は、活動拠点から2.5km以内に確保しなければならない。
- (3) 収集車両の洗車場を有すること。ガソリンスタンドや有料洗車場等の利用はこれを認めない。
- (4) 駐車場及び洗車場は、安全・衛生に配慮し、必要台数分を確保すること。
- (5) 活動拠点内には、電話機・ファックス・コピー機・パソコン等事務に必要な備品機材等が設置され、事務室・詰所・控室・休憩室・衛生設備等の必要な人員分の付帯設備が完備されていること。

7 提出書類について

提出書類については、次のとおりとする。

- (1) 契約締結後、受託者は速やかに業務管理責任者及び業務管理副責任者を明記した所定の書類を提出しなければならない。なお、契約期間中に生じた変更事項についても速やかに提出しなければならない。
- (2) 契約締結後、受託者は速やかに業務委託に従事する運転手及び作業員の氏名を明記した名簿（以下「運転業務従事者名簿」及び「収集業務従事者名簿」という。）を提出しなければならない。なお、契約期間中に生じた変更事項についても速やかに提出しなければならない。
- (3) 受託者は、運転業務に従事する者の運転免許証（表裏）の写しを提出しなければならない。業務委託中において、受託者は運転業務従事者名簿に記載のない者及び前述の写しの提出を行っていない者を運転業務に従事させてはならない。又、作業員についても収集業務従事者名簿に記載のない者を収集運搬業務に従事させてはならない。なお、契約期間中に生じた変更事項についても速やかに提出しなければならない。

8 収集車両について

収集車両は、受託者の負担において用意すること。又、道路交通法等関係法令を遵守し、点検・運行・火災・事故等による収集車両の保険・修理費用等は受託者の負担とする。

- (1) 収集車両の安全基準
車両メーカーの安全基準による。
- (2) 収集車両
車両の詳細な仕様は次のとおりとする。
 - 【2 t 塵芥車】
 - ① シャーシは2 t 級クラスとすること。
 - ② 最大積載量は、2,000 kgとすること。
 - ③ 架装部の荷箱容積は、4.0 m³以上とすること。
 - ④ 架装部の最後部に扉（以下、「リアゲート」という。）を取り付けること。
 - ⑤ 架装後の車体寸法は、全長 5,350 mm以下、全幅 1,860 mm以下、全高 2,320 mm以下とすること。
 - ⑥ その他の詳細については、委託者と受託者において協議を行うものとする。
 - 【3.5 t 塵芥車】
 - ① シャーシは3.5 t 級クラスとすること。
 - ② 最大積載量は、2,500 kg以上（総重量 8,000 kg未満）とすること。
 - ③ 架装部の荷箱容積は、6.0 m³以上とすること。
 - ④ 架装部の最後部にリアゲートを取り付けること。
 - ⑤ 架装後の車体寸法は、全長 6,000 mm以下、全幅 2,200 mm以下、全高 2,400 mm以下とすること。
 - ⑥ その他の詳細については、委託者と受託者において協議を行うものとする。
- (3) 予備車両
予備車両の仕様は上記のとおりとする。又、車検や故障等で使用できない場合や、年末年始等の繁忙期に追加して稼働させる車両を予備車両として備えること。
- (4) 法定点検
道路運送車両法に基づく法定点検等を受けること。

(5) 自動車登録番号の報告

(2)及び(3)として使用する車両の車種・自動車登録番号(ナンバー)を登録車両として委託者に速やかに届け出なければならない。契約期間中に生じた変更事項についても同様とする。又、突発的な事由により、登録車両以外の車両が必要となった場合でも受託者は委託者に、車種・自動車登録番号及び使用期間を届け出たうえで承認を得なければならない。

(6) 契約締結後、受託者は、収集車両の自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)及び自動車保険(任意保険)の写しを速やかに提出しなければならない。又、予備車両についても同様とする。

(7) 収集車両は、日常的に保守点検、整備、清掃を実施し、常に良好な状態に保たなければならない。

9 収集車両に装備する器材等について

収集車両(予備車両も含む)に装備する器材等については、次のとおりとする。

(1) 収集車両にオルゴール付、曲名「赤とんぼ」の放送設備を装備すること。使用目的については、委託者の広報活動に基づいて行うものとし、使用の方法及び時期については別に通知する。詳細については、別途協議を行うものとする。

(2) 収集車両に左折&バック音声警報付の音声アラームを装備すること。

(3) ドライブレコーダーを装備すること。(速度記録が可能なもの)

(4) 委託者が※1貸与する「交野市委託車両」と書かれた磁気プレート等を収集車両の前部と左右側面の3か所に掲げること。

※1貸与する・受託者の過失による破損紛失は受託者の負担で修繕及び購入とする。

(5) 消火器・ホウキ・チリトリを装備すること。

10 自動車保険について

受託者が加入する自動車保険(任意)については、次のとおりとする。

(1) 対人・対物・火災・搭乗者保険を備えたものに加入すること。

(2) 保険金額は、対人及び対物賠償ともに無制限とすること。

11 収集日について

収集日については、次のとおりとする。

(1) 燃やすごみの収集日は、休日等を含む毎週「月曜日・木曜日」「火曜日・金曜日」地域の週4回の収集とする。

(2) 廃プラの収集日は、休日等を含む毎週「月曜日・火曜日・木曜日・金曜日」地域の週4回の収集とする。

(3) 収集日程等に変更が生じた場合、委託者は事前に変更に係る収集日程表及び収集地域・収集方法等を通知するものとし、受託者は委託者が指定した変更日から収集を行うものとする。

(4) 年末年始等の繁忙期や緊急時など、特に事情のある場合は委託者、受託者双方協議のうえ委託者の指示に従うものとする。

12 収集コースについて

収集コースについては、次のとおりとする。

(1) ごみステーションに変更・増減等が生じた場合、委託者は遅滞なく事前に受託者へ通知し、受託者は、委託者から指定された日から変更して収集を行うものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に通知できない場合は、収集当日の午前8時45分までに連絡するものとする。

- (2) 受託者による収集コースの変更は認めない。ただし、終日又は一定の期間にわたる変更が必要な場合は、委託者と協議を行ったうえで承認を得なければならない。

1.3 収集方法について

収集方法については、次のとおりとする。

- (1) 収集地域内に排出された収集対象物は、すべて業務時間内に収集することを基本とする。なお、定められた積載量を遵守するものとする。
- (2) 受託者は、ごみステーションに排出された収集対象物を確実に収集し、その周囲の清潔保持に努めること。
- (3) 収集対象物の運搬については、常に積載物の飛散・落下及び悪臭防止に努めること。なお、積載物が飛散・落下した時は速やかに回収・清掃を行い原状復帰に努めること。
- (4) 収集もれや積み残し等があったときは、委託者の指示に従い直ちに責任をもって再収集すること。
- (5) 収集対象物外のごみが排出されている場合は、違反シールを貼り付けて原則収集しないこと。
- (6) 年末年始等の繁忙期や緊急時など、特に事情のある場合は委託者、受託者双方協議のうえ委託者の指示に従うものとする。

1.4 ごみの計量について

受託者は、各搬入先のトラックスケールで計量するものとする。ただし、委託者が指定する場所での計量は、委託者の指示に従うものとする。詳細は次のとおりとする。

- (1) 委託者は、受託者に対して、ごみの搬入・排出場所（施設）である「施設組合」もしくは「かざぐるま」の計量カードを登録車両分貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与を受けた計量カードを使用して、計量するものとする。
- (3) 各搬入・排出場所での計量方法は、各施設管理者の指示に従い適切に行うこと。
- (4) 貸与を受けた計量カードを紛失、棄損した場合は実費により弁償するものとする。
- (5) 貸与した計量カードは、必ず登録車両ごとに使用すること。例えば、1枚のカードを複数の車両で使いまわすなど、不適正な使い方をしないこと。
- (6) 車両の状況、状態により車両の更新を行う必要がある場合、委託者へ報告し所定の手続きを行うものとする。
- (7) 「かざぐるま」への搬入ルートは委託者、受託者双方協議により決定し、変更は認めない。
- (8) 「かざぐるま」への右折進入を禁止する。

1.5 報告等について

受託者は、業務委託の履行にあたり、次のとおり日常の報告について、書面等を委託者に提出しなければならない。

- (1) 作業員は、業務終了後にその日の業務日報を作成、提出しなければならない。
- (2) 業務受託期間中において、交通事故及び作業事故やその他作業上のトラブルが発生した場合、受託者は警察・救急等及び委託者に速やかに連絡しなければならない。また、処理顛末については委託者の指定する様式により遅滞なく提出しなければならない。
- (3) 収集対象物外のごみ（違反シールを貼り付けたごみ）の詳細（内容やごみステーションの位置）は違反シールの台紙に記入し月間完了検査報告時に提出すること。また、現場で対応等に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (4) その他、書類・データ類等について委託者が必要と求める場合、速やかに提出すること。

1.6 月間完了検査について

業務の履行確認のため、毎月、次のとおり検査を実施するものとする。

- (1) 「委託業務実施月例報告書（月報）」・「業務日報」による検査
- (2) 業務日報は委託者が指定する様式により、1週間分を翌週の月曜日に電子メールにより送信すること。
- (3) 受託者は、月間完了検査を受けるため「委託業務実施月例報告書（月報）」を提出しなければならない。
- (4) 受託者は、月間完了検査を受け、合格とされた日から起算して30日以内に、「17 支払い条件について」に基づいた請求書を委託者に提出するものとする。
- (5) その他、検査に必要と認められる資料の提出

1.7 支払い条件について

委託料の支払いは、提出された積算内訳書の各々（「燃やすごみ」・「廃プラ」）の一人当たりの月額収集単価に毎月末の住民基本台帳に基づく人口（施策等で市が直接収集を行う人口を除く）を乗じた金額とする。

ただし、不測の事態により業務に変更が生じた場合及び労務費・燃料費・収集車両維持管理費・諸税費用等に大幅な変更が生じた場合については、別途協議する。

1.8 受託者の責務について

業務における受託者の責務は次のとおりとする。

- (1) 受託者は、受託業務の実施にあたって、善良な立場で効率的な運営に努めるものとする。又、業務遂行にあたり関係法令（廃棄物処理法、道路交通法、労働基準法、労働安全衛生法、公害防止法等）を遵守するとともに、要求水準書に基づき受託業務を履行するものとする。
- (2) 受託者は、業務履行に際し、事故、災害等が発生した場合には、その責任の一切を負い、自ら処理するものとする。
- (3) 受託者は、作業員の業務に係る全ての行為の責任を負う。又、指導監督、教育及び健康管理に十分留意し、不都合がある場合は交代等の措置を取らなければならない。
- (4) 受託者は、収集業務員に対し、社名及び氏名入り（刺繍等）の統一された作業服の着用、身だしなみに留意すること。又、運転マナーの向上を図るとともに、市民に対して不快な印象を与えたり誤解を招いたりする行動（コンビニ等への立ち寄り）や言動が無いよう指導を徹底すること。
- (5) 受託者は、収集運搬業務を開始しようとする運転者及び作業員に対し、次に掲げる事項について確認しなければならない。
 - ① 運転免許証の確認（免許停止・期限切れ等）
 - ② 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転等をすることができない怖れの有無
 - ③ 運行開始前点検の実施
 - ④ 対面による点呼及びアルコール検知器を使用して運転者の呼気中のアルコール濃度を測定し業務日報にて報告すること。
- (6) 委託者が「健康増進法」に基づき実施する「受動喫煙防止策」に準じ、業務時間内及び市関係施設敷地内（終日）は禁煙とすること。
- (7) ごみの収集については、受託者が定める安全作業マニュアルに基づき収集すること。
- (8) 市民等からの金品等の授受は一切行わないこと。
- (9) 委託業務において、受託者は委託者からの通知又は連絡事項を遵守すること。

1 9 安全衛生管理について

受託者は、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令及び受託者の安全衛生管理に係る規則等を遵守し、委託業務の安全衛生管理に努めなければならない。又、委託者との「連絡」「協議」「報告」の円滑化に努めるとともに、受託者の業務組織への安全作業指示、命令、伝達等の徹底を図らなければならない。

2 0 その他について

- (1) 受託者は、本委託業務を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本委託業務を遂行するにあたり、法の趣旨に従い社員以外の者を従事させてはならない。
- (3) 委託者が収集する個人情報、本委託業務に関する事以外には利用しないものとする。

2 1 疑義について

要求水準書等に疑義を生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ解決する。なお、委託者が要求水準書の内容の一部を変更する場合は、委託者、受託者双方協議のうえ決定するものとする。